

＜令和5年度＞
事業計画書（集約版）

□法人本部

1. 利用者の人権の尊重、権利の擁護

法人の理念に基づき、健全な事業運営を行うにあたり、利用者の人権を尊重し、その権利を擁護するために、個人の尊厳が守られる福祉サービス、福祉的な支援を実行する。

2. 経営組織の強化と内部管理体制の確立

内部管理体制の基本方針に基づき、公益性・非営利性が担保できる経営組織を確立するため、評議員会＝議決機関、理事会＝業務執行機関、監事＝職務執行の監査、それぞれの職責に応じた注意義務をもって職務を遂行する。法人本部においては次世代に向けた継続性を確立していく。

3. 計画的な財務管理と事業運営の透明性の確保

経営指標を法人運営の基盤とし、適正かつ公正な支出管理を徹底して内部留保、社会福祉充実財産の明確化を図る。また透明性確保のため、法人の事業運営の開示を行う。

4. トータルな人材マネジメントの推進

公平・公正な人事制度の運用により職員のキャリアパスを明確にし、意識の高揚を図る。また、給与に限らない処遇の改善に継続的に取り組み、働き甲斐のある、魅力ある職場づくりに取り組む。管理職は職員に対しての指示や言動を考慮し、その人心把握の継続が重要となる。

5. 事業計画の策定と推進

当該年度における大規模修繕及び新規事業に対して計画的に取り組み、次年度以降実施見込みの事業計画に対する今年度としての計画を推進する。

6. 地域における公益的取組

地域福祉の中心的役割を担うため、社会福祉法人の使命である公益的取組＝地域貢献活動の充実を図る。

□アメニティホーム広畑学園

1 子どもの人権・権利擁護

(1)子どもの人権・権利擁護への理解と実践

ア 子どもの人権に関する基本原則等について知識理解を深め、養育実践する。

イ 「人権擁護のためのチェックリスト」の実施及び課題点の改善を行う。

ウ 「広畑こころノート（広畑版権利ノート）」の活用と実践を行う。

エ 子どもとの日々の生活・環境を見直し、安心安全な生活を創造する。

2 養育の質の向上

(1)外部研修の計画的な実施

ア 職員のキャリアアップや資質向上のため、社会的養護処遇改善に関する研修に計

画的に参加する。

イ オンライン研修や業務省力化のためのICT環境の整備・活用をすすめる。

(2) 内部研修の計画的な実施

ア 新任職員研修体制の整備と実施

年間を通して業務に必要な知識・技能の習得機会としての研修の実施

イ テーマ別研修の実施

月1回、子ども理解や養育に関するテーマに沿った全体研修や復命研修を行う。

ウ スーパーバイズや外部講師を招いての研修の実施

エ 人事評価制度の活用

職務基準の理解を深め、業務の確認や見直しを行う。

オ 自己評価の実施

第三者評価のための自己評価を実施し、養育内容を検討する。

カ 自立支援計画の策定

アセスメントシート・自立支援計画作成や支援の実践を通して、子ども理解を深め、子どもにとって安心安全な生活環境を整える。また、アセスメント力・支援技術の向上に努める。

3 地域支援

(1) 要保護児童等予防的支援機能

ア 姫路市要保護児童対策地域協議会への参画や、児童家庭支援センターすみれと積極的な情報共有を行う。

イ 各市町の子育て短期支援事業を実施し、利用時の様子の丁寧な情報共有を行う。

(2) 一時保護機能

ア こども家庭センターからの委託受け入れは、緊急時を含め積極的に対応する。

(3) フォスタリング機能

ア 里親認定前研修や更新研修・里親ボランティアの受け入れや、啓発活動を行う。

イ 里親サロンの運営への参加や里親相談等を通し、里親子の支援の充実に努める。

(4) 交流活動事業

ア 児童健全育成事業（チャレンジクラブ）の企画・運営を行う。

イ 地域行事へ積極的に参加する。

(5) 専門的支援機能

ア 病児保育事業の実施

イ 児童家庭支援センターすみれをはじめとする法人他施設と積極的に協働し、子育ての専門的支援機能の充実に努める。

(6) 親子関係支援機能

ア 児童や保護者の思いに寄り添い、親子関係構築を丁寧に行う。ファミリーソーシャルワーカーを中心に支援方針を協議し、計画的な支援を行う。

(7) アフターケア機能

ア 進学就職支援や退所児童の地域生活安定のための支援を行う。

イ インテーク（入所時）からアフターケア（退所後）を見通した自立支援を行う。

ウ アフターケアについては、必要な支援を丁寧に行う。

(8) 広報・情報発信

ア 機関誌「そだち」やホームページを発行・更新するとともに、SNS を活用した情報発信を通し、施設理解をすすめる。

イ 創立 75 周年に向けた記念パンフレットの作成計画立案や、児童養護三園共通パンフレットを作成する。

4 持続可能な施設運営

(1) 施設の高機能化多機能化に向けた定員の見直し

ア 完全ユニット化（各ユニット 6 名）実施のため（令和 7 年度）、整備を計画的に行う。

(2) 危機管理体制の強化

ア 感染症対策の徹底を行う。

イ 危機管理マニュアルの共有と見直しを行う。

(3) 人材確保と人材育成

ア 実習生の受け入れ指導を丁寧に行う。実習受け入れアンケートを通して、指導の見直しを行う。

イ 就職フェアへの参加や SNS を活用し、法人・施設の魅力発信を行う。

□アメニティホーム光都学園

1 子どもの人権・権利擁護

(1) 子どもの人権・権利擁護への理解と実践

ア 子どもの人権に関する基本原則等について知識・理解を深め、養育実践する

イ 「人権擁護のためのチェックリスト」の実施及び課題点の改善
人権擁護に関する職員研修の実施

ウ 施設内での人権・権利擁護の研修を実施するとともに、外部の研修にも積極的に参加する、また日々の会議のなかでも職員に助言指導を行い、子どもの人権侵害に至らないように取り組む

エ 子どものプライバシーの保護に努め生活空間の個別化を図るとともに個々の子どものニーズに合わせた支援を行う

2 養育の質の向上

(1) 外部研修の計画的な実施

ア Off-JT の年間計画の作成

処遇改善加算にもなって各職員のキャリアアップを目指せるよう研修計画を立て、積極的な研修参加を促す

(2) 内部研修の計画的な実施

ア 新任研修の実施

年間を通して、業務に必要な知識・技能に関する研修を行い、入職に伴う新任職員

の不安解消に努め職場の定着を図る

イ テーマ別研修の実施

毎月の定例職員会議において職員が講師となりテーマを決めて計画的に実施する

ウ 継続スキルアップ研修

自立支援計画の再評価を通して、ソーシャルワーク的視点、心理的視点など多様な視点によるケース理解と支援の方法を学ぶ

エ 人事評価制度の活用

人事評価制度を活用し必要な知識の伝達を行うとともに、職務基準の理解を深め、業務の確認や見直しを行い、個々の職員の課題や目標を明確にする

3 地域支援

(1) 地域貢献としての事業の実施と地域行事への参加

ア ショートステイ（市町との契約によるショートステイ事業の実施）

イ 一時保護（県内こども家庭センターからの委託受け入れ）

ウ 保育一時預かり事業（西播磨リハビリセンターとの契約）

(2) 地域との連携

ア 光都ふるさとプロジェクトの構成員として事業の実施に参加する
（夏祭り、イルミネーション点灯式、火祭り、光都0円ストア）

イ ファミリーホームへの心理士派遣及びファミリーホームとのレスパイトケア事業の契約

(3) 実習生・ボランティアの受け入れ等による社会への貢献

ア 養成校との連携を深め、人材育成・確保（実習生の指導の充実を図る）に積極的に取り組む

イ 散髪や遊びクラブ、学習のボランティアを積極的に受け入れるとともに継続してもらえるように職員が配慮する

(4) フォスタリング機能の充実

ア 里親支援専門相談員を中心にフォスタリング機能の充実を図る

イ 登録前研修の受け入れ、マッチングの充実、委託後のアフターケアの充実

(5) 親子関係支援事業

ア 家庭引き取りを目指すとともに、引き取り後の家庭支援を行う

イ 家庭支援専門相談員を中心に家庭と密に連絡をとり良好な親子関係を築く

(6) アフターケア機能

ア 自立支援担当職員によって卒園生を対象にアフターケアを行う

イ 家庭復帰後、家族にとって安心して相談できる機関となる

(7) 広報・情報発信

ア 機関紙「きづき」やホームページを発行・更新するとともに、SNSを活用した情報発信を通して、施設理解に努める。

イ 新しくパンフレットを作成し園の様子などを分かりやすく伝える。

4 持続可能な施設運営

- (1) 定員数35名5ユニットとし、情勢を確認しながら令和7年度までに定員数30名（各ユニット6名）とする、また生活形態の在り方を検討する。
- (2) 定員数減により、上記に記載した通り、施設の高機能化・多機能化を推進する。
- (3) 多種の事故を未然に防ぐよう研修に努めると共に危険箇所などを点検する。

□アメニティホームルピナス高砂

1 子どもの人権・権利擁護

(1) 子どもの人権・権利擁護への理解と実践

ア 子どもの人権に関する基本原則等について知識・理解を深め、養育実践する

イ 「人権擁護のためのチェックリスト」の実施及び課題点を改善する。

人権擁護に関する職員研修の実施

ウ 学力が著しく低下している児童が過半数を占めることから、学校、塾、大学生等の力を借り小学生低学年から、進学を希望している高校生までそれぞれの力に応じた支援体制を整える。

2 養育の資質の向上

(1) 外部研修の計画的な実施

ア Off-JTの年間計画の作成

処遇改善加算にともなって各職員のキャリアアップを目指せるよう研修計画を立て、積極的な研修参加を促す。（新型コロナ感染予防に対してオンライン研修を積極的に受ける。）

(2) 内部研修の計画的な実施

ア 新任研修の実施

年間を通して、業務に必要な知識・技能に関する研修を行い、入職に伴う新任職員の不安解消につとめ、職場定着を図る。

イ 伝達研修の実施

職員それぞれが学んできた研修を他職員と共有することで学びを広げることができる。また、再度確認することで内容を深めることを目的として行う。

ウ 継続スキルアップ研修（ミニ講座）

コンサルテーション、カンファレンスを通して、ソーシャルワーク的視点、心理的視点など多様な視点によるケース理解と支援の方法を学ぶ。

エ 人事評価制度の活用

人事評価制度は上司と部下のコミュニケーションの場となっていることから、この場を通じ、必要な知識の伝達を行うとともに、職務基準の理解を深め、業務の確認や見直しを行う。

3 地域支援

(1) 要保護児童等予防的支援機能

- ア 高砂市要保護児童対策地域協議会への参画
- イ 市町との子育て家庭ショートステイ事業の実施

(2) 一時保護機能

- ア 県内こども家庭センターからの委託受け入れ

(1) フォスタリング機能（職員配置に備え準備する）

- ア 登録前研修の積極的な受け入れ
- イ 委託につなげるマッチングの充実
- ウ 委託後のアフターケアの充実

(2) 交流活動事業

- ア ボランティア団体との交流による、こども食堂への参加、PHD協会の海外実習生の受け入れ等（新型コロナ感染状況による）

(3) 専門的支援機能

- ア 心理療法の充実による、カウンセリング等の心理的支援
- ウ ショートステイ等利用の養育に不安を抱えている家庭への支援

(4) 親子関係支援事業

- ア 家庭引き取りを目指すまた、引き取り後の保護者支援を行う

(5) アフターケア機能

- ア 退所児童が地域での生活が安定するよう支援する
- イ 家庭復帰後の家族にとって安心して相談できる機関となるよう活動する

4 持続可能な施設運営

(1) 危機管理の強化

- ア 危機管理マニュアルを見直し、周知徹底を図る。
- イ 感染症対策については引き続き徹底して行っていく。

(2) 人材育成の充実

- ア 施設間の人事交流を行い、学びの場を増やす。
- イ 就職セミナーへの参加や、SNSを利用した発信を手掛ける。

□チコハウス山びここども園

1 児童の人権尊重・権利擁護

- (1)一人ひとりを大切に作る保育を行い、いきいきと活動する保育を展開していく。
- (2)職員は子どもとの関わりを振り返り、自己評価チェックを行い、保育を見直す。

2 職員の専門性・資質の向上

- (1) 外部研修やキャリアアップ研修の計画的な実施
 - ㊦研修に積極的に参加し、知識の習得に努める。
 - ㊧研修で得た知識や技能を職員間で共有し、保育の質の向上を図る

(2) 内部研修の計画的な実施

- ㊦教育保育要領の理解や指導要録の書き方などの勉強会を実施
 - ・定期的に研究保育を実施し、保育技能や保育内容を深める。
- ㊧ケースカンファレンスの実施
 - ・心理士によるコンサルテーションやケースカンファレンスを定期的に行い、子どもの心を理解し、日常の保育に生かす。
- ㊨人事評価の活用
 - ・上司と評価面接を通して、意思の疎通を図るとともに職務基準の理解を深め、業務の確認や見直しを行う。
- ㊩自己評価（PDCAサイクル）の活用・公表
 - ・自己評価を実施し、業務の見直しや改善に取り組む。

3 人材の確保・職員体制の充実

- (1) 実習生・ボランティアの積極的な受入れやホームページによる情報発信で、職員確保に繋げる。
- (2) 働きやすい職場環境を作り、職員間のコミュニケーションを大切にする。

4 事業内容の充実

(1) 教育・保育内容の充実

- ㊦入所年齢の違い、生活リズムの違いなどを考慮し、全体的な計画の中で養護と教育を一体的に展開される保育を実施する。
- ㊧音楽や絵画製作などを通して、豊かな表現力や創造性を養う。
- ㊨体育・音楽・リトミック・英語など専門講師による保育を通して意欲・自主性を育む。

(2) 教育・保育環境の充実

- ㊦様々な人やものに関わり、多様な体験ができる環境を整え、主体的・対話的で深い学びにつなげる。
- ㊧自然豊かな山の環境を活かした保育実践

(3) 健康・安全な保育環境の整備

- ㊦学校安全計画、学校保健計画を基に、健康で安全な生活環境を整える。
- ㊧防災・防犯訓練の強化と研修及び災害時の備蓄対策
 - ・法人内施設や地域との防災訓練の協力体制を整える。
- ㊨危機管理体制の強化
 - ・事故防止に向けた記録の分析、検討をし、再発防止につなげる。
 - ・衛生・感染症対策の徹底

(4) 保護者支援の充実

- ㊦保護者のニーズに合わせた保育サービスの提供
- ㊧保育の内容や子どもについての相互理解を深める（オープン保育・懇談会）。

5 地域の子育て支援の充実

- (1) 地域の子育て家庭へのこども園機能の提供
 - ㊦園庭開放や子育て応援事業の実施

④地域の子育てに関する情報発信

⑤一時保育の実施

(2) 地域の関係機関との連携

⑥小学校・幼稚園・保育園と連携し、情報共有や相互理解を深める。

⑦地域行事への積極的な参加や通信での情報発信

(ふれあい祭り、マラソン、敬老会)

6 将来計画の策定と着実な推進

○山の環境整備

□チョコハウスあおぞら保育園

1 児童の人権尊重・権利擁護

(1) 最善の利益を考慮した保育

ア 子どもの人格を尊重し、子どもが権利の主体であるという認識を持って保育を行う。

(2) 職員の倫理観

ア 人権擁護のためのセルフチェックを活用し、定期的に保育の在り方を見直す。

2 職員の専門性・資質の向上

(1) 外部研修・キャリアパス研修の計画的な実施

ア 専門性の向上を図ると共に、保育の課題を理解し実践できる力を身につける。

イ 研修で得た知識や技能を他の職員と共有し、専門性の向上につなげる。

(2) 内部研修の計画的な実施

ア 研修で学んだことを現場実践で活かせるように往還型研修を行う。

イ 保育の質の向上へのマネジメントとしてのPDC Aサイクル（スパイラルアップ）の構築

3 人材の確保・職員体制の充実

○キャリアアップの仕組みの位置付けと連動し、ミドルリーダーを中心とした体制を作り対話的な関係を大切にし、協動的な職場風土をつくる取り組みをしていく。

○多様な人々とともに、目標に向けて協力する力（チームで働く力の向上）が発揮できるような体制づくりを行う。

4 事業内容の充実

(1) 教育・保育内容の充実

ア 養護と教育が一体的に展開される保育を実施

イ 主体的、対話的、深い学びの保育を実施

(2) 教育・保育環境の充実

ア 人との関わりを育む環境を構成する。

イ 自発的な活動と様々な体験ができる環境を調整する。

ウ 子ども一人一人の発達課程を踏まえた環境を構成

(3) 健康・安全な保育環境の整備

ア 安全計画の策定

イ 防災・防犯訓練の強化と災害時の備蓄対策

ウ 衛生・感染対策の徹底

(4) 保護者支援の充実

ア 保育のねらいを取り入れたドキュメンテーションの活用（掲示、クラスだより）

イ 保護者のニーズに合わせた保育の提供

5 地域子育て支援の促進

(1) 地域の子育て家庭に対する保育園機能の提供

ア 園庭開放・子育て支援事業などの実施

イ 地域の子育てに関する情報の発信

ウ 一時保育事業の実施

6 記念事業計画

(1) 創立10周年記念事業

ア 園児・保護者参加型の園行事を行う。

□児童発達支援センターたんぼぼ

1 職員の専門性・資質の向上

(1) 内部研修の実施

職員及び専門職員を講師として、内部研修を実施する。

事例に沿った支援方法を検討し、知識を深めることで資質向上を図る。

(2) 外部研修への参加

行政や関係機関が実施する研修への推奨。(オンライン活用)

2 人材の確保・職員体制の充実

(1)職員体制の充実

①訪問、会議等に経験のある職員と同行し困難事例に対応できる職員を増やす。

(2)人材の確保

①配置基準以上に人員が必要な為、継続して募集を行う。

3 事業内容の充実

(1)利用児支援の充実

①児童発達支援

ア 特性を理解し成長発達の基盤となる、人との関わり、自ら気づき行動できる力を養う経験を積み、集団生活に活かせる支援をする。

イ 園とは違った活動(外出やクッキング等)を取り入れ、子どもの興味・関心を広げ、余暇活動につなげる。

ウ 親子プログラムを積極的に行い、家族支援も含め保護者の交流の場を提供する。

②放課後等デイサービス

ア 保護者のニーズや利用者数の変動に対応し、たんぼぼひろばと合同で送迎場所の拡大、見直しを図る。

イ 余暇活動の充実を図り、社会へ出ていく為のコミュニケーション能力や集団のマナーを身につける為の支援を実施する。

ウ 地域交流をする事で、子ども達が様々な経験や体験を通して地域で育つ環境を作る。

③保育所等訪問

園・学校等と連携してよりよい支援につなげる。保護者の意向を待つだけでなく、必要に応じて利用の促しをする。

(2)施設支援の充実

障害児等療育支援事業

ア 施設支援として、保育所、こども園、幼稚園、学校等の依頼を受け訪問し、主に療育につながっていない児を対象に、教職員へ支援方法や助言を行う。

イ 事業内容を園や学校に対し周知活動を行い、利用につなげる。

4 地域・社会貢献の充実

(1) 研修会や講演会へ講師として職員を派遣する。また、教職員との情報交換や行政依頼の会議等に参加。

(2) トライやるウィーク・実習生の受け入れを継続して実施する。

5 その他

(1)就労支援B型の事業(令和6年度開所予定)

ア 派遣型の就労支援B型を目指して、緑の基地と連携しながら市場調査を行う。

イ 支援学校の就労体験の場として、提供できる事業所運営を目指す。

ウ 地域農業団体と業務提供し、地域の障がい者の雇用拡大に努める。

(2)施設設備

ア 公用車の入れ替え、または新規購入を検討する。

イ 園庭柵の設置を具体的に検討する。

□相談支援事業所にじ

1 職員の専門性・資質の向上

高い専門性と情報収集力を身につけるため、西播磨圏域自立支援協議会相談支援部会や県が行う研修に積極的に参加する。

2 人材確保・職員体制の充実

モニタリング等相談支援に求められている家庭訪問の回数を適切に実行するとともに、関係機関との連携が密にできるよう職員体制を充実する。

3 相談支援の充実

- (1)障がい児やその家族の生活や支援に関する相談に応じる。地域においてより適切な療育を受けられるよう、園や学校を含めた関係機関と連携を図る。
- (2)計画策定では、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスを検討しサービス利用計画書を作成する。

□どんぐりの里

1 職員の専門性・資質の向上

(1)園外研修の計画的な実施

強度行動障がい支援者・障がい者虐待防止等、各種の研修会に参加する。

各職員の研修計画の作成と各自の計画に対する評価会の実施

(2)内部研修の計画的な実施

年間の研修計画を策定し、計画的に内部研修を行う。

2 事業内容の充実

(1)利用児支援の充実

①児童発達支援（対象:未就学児）

(ア)地域の幼保園訪問 月1回程度、定期で実施する。

(イ)相談支援事業所と連携を図り、必要に応じて困難ケースの家庭訪問を行う。

②放課後等デイサービス（対象:小学生～高校生）

(ア)公共の施設・交通機関を利用した余暇活動の支援を行う。

○エストレラ津田FCと無償提携しサッカー教室の開催を継続

○休日開催日に親子療育や保護者懇親会を行う。

(イ)相談支援事業所と連携を図り、必要に応じて困難ケースの家庭訪問を行う。

③タイムケア事業

(ア)預かり中心の事業展開

付加価値を高めることで、他事業所との差別化を行う。

4 地域貢献・社会貢献

(1)社会参加事業の実施

(2)その他

(ア)姫路北高校の体験学習の受け入れを継続して行う。

(イ)ペットボトルキャップの回収運動を継続して行う。

(ウ)地域の大学との連携強化を図る。

□どんぐりひろば

1 職員の専門性、支援の質の向上

(1) 全職員の研修計画を作成し、積極的に研修への参加を促す。

- ① 強度行動障がい児に対する支援
- ② 障がい者虐待防止
- ③ 法令遵守等などの研修に参加する。

(2) 外部講師による研修会を実施し、知識、技術の向上を図る。

- ① 身体拘束、虐待等の研修内容の実施。
- ② webによる研修の機会を増やす。

2 事業内容の充実

(1) 利用児に対する支援内容の充実。

平日のクラブ活動の実施内容の変更、水曜日の音楽クラブ活動をレクリエーションクラブ活動へと変更し、更なる活動への充実を図る。

- ① レクリエーションクラブでは、集団でのルールやマナーを守る中で楽しく他者との関りを持ちながら活動を取り組んでいく。
- ③ 月→図工 火→ダンス 水→レクリエーション 木→人形劇 金→運動
- ③ 年度末に行うクラブ活動発表会の充実とともに、作品物の展示会の実施。

(2) 利用児に対する支援内容

- ① 休日開所日の帰りの送迎実施による利用者の増員。
- ② 地域社会の交流（社会参加事業、地域の祭り）

(3) 家族支援の充実

- ① 相談会の実施、希望者には家庭訪問による相談の場の確保

(4) 相談支援事業所との密な連絡

- ① 相談支援事業所等に当事業所の強みを紹介し、新規利用児の受け入れに繋げていく。
- ② 利用児に対する支援の質の向上のために情報交換を行う。
- ③ モニタリング時に家庭や他の事業所での様子を把握する。

3 職員体制の充実

(1) パート職員の確保

- ① 児童指導員等配置加算の為に非常勤職員の取得。
- ② 常勤職員の休日勤務による振り替え休日取得の為に職員配置

(2) 継続的に参加可能なボランティアの確保を図る。

- ① 姫路北高等学校のボランティア体験活動を積極的に受け入れる。

4 環境整備

(1) 室内壁面の補修

- ① 自傷行動により壁に穴が開くたびに修繕を行いましたが、損傷が激しくなっているため補修工事を検討する。

□相談支援事業所どんぐり

1 職員の専門性・資質の向上

姫路市自立支援協議会の研修に参加。市内事業所による事例検討会に参加。

専門機関など関係諸機関との連携の強化。

2 相談支援

(1) 計画相談

相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせを検討し、サービス利用計画書を作成する。

(2) 支援者会議の開催

保護者・事業所参加の支援者会議を必要に応じて開催する。

(3) 保育所等訪問支援の同行

事業所と保護者の要望により実施するが、業務に無理のない範囲で同行し、利用者の把握に努める。

□南西部ひめりんく

1 職員の専門性・資質の向上

毎月月末に各地域ひめりんく担当者会を開催し、情報共有や連携強化を図る。

毎月月初めに行政との連絡会に参加し、最新の福祉行政の情報を共有する。

2 相談支援

(1) 相談支援

相談支援専門員が、障がい者の来所や電話による相談に対応する。ケースによっては訪問対応する場合もある。

(2) 経過対応

福祉サービスの利用などに向け、経過措置としてひめりんくでケース対応を行う。

(3) サービス移行

各福祉サービスの利用にスムーズに移行できるように連携やケースの引継ぎを行う。

□こすもす

1. 職員の専門性・資質向上

(1) 外部研修の実施

強度行動障がい児に対する研修、虐待や身体拘束、年齢に応じた課題（性について、進学・就労等）、保護者に向けたペアレント・トレーニング等の研修の受講を積極的に行う。

(2) 内部研修の実施

定期的に内部研修（外部研修報告、事例検討、ヒヤリハット事例等）を行う。

2. 事業の内容の充実

(1) 子ども一人ひとりに合わせた発達支援の充実

①児童発達支援（対象：未就学児）

（ア）親子通所と単独通所の提供

・親子通所では保護者が子育て方法を学ぶ機会としてペアレント・トレーニングを

行い、親子で楽しむ活動を提供する。

- ・単独通所では小集団生活のなかで、子どもが自ら取り組もうとする意欲や行動を育み、生活面や社会性の成長を促す。

(イ) 土曜日のサービス提供

保育園や幼稚園を利用している子どもや家族が継続的なサービスを受けられるようにする。

②放課後等デイサービス（対象：小学生～高校生）

(ア) 子どもが自分の役割に最後まで取り組んだり、他児を意識して協力したり、互いに関わり合ったりする活動で対人関係の幅を広げる。

(イ) 活動を通して生活面や社会性の成功体験を重ね、他者から褒められ認めもらうことで達成感や自己肯定感を高める。

③児童発達支援と放課後等デイサービス

共に活動する機会を設定し、異年齢での活動のメリットを支援に活かす。

(2) 利用者家族への支援

①保護者の困りごとを共有し、子育ての糧となる時間や助言を提供する。

②保護者の交流する機会を提供し、保護者の孤独感を防ぎ、視野の広い子育てができる環境を整える。

③利用児の兄弟に行事等の参加を促し、共に楽しめる場を提供する。また、兄弟の様々な困り事を理解し、ストレスの解決を図る。

③ 送迎の必要な利用者へ送迎サービスを継続する。

3. 地域交流・各機関との連携

①子ども達が近隣の幼稚園、学校、公民館等の幅広い年齢の人と関り、地域の中で育つ環境を設定していく。

②障害児通所支援事業所の役割や利用者を理解してもらうために、学生や地域のボランティア、実習生を積極的に受け入れる。

□児童家庭支援センターすみれ

1 職員の専門性・資質の向上

(1) 外部研修の計画的な実施

ア 主な研修

全国・近畿地区児童家庭支援センター協議会、子どもの虹情報研修センター等、その他里親支援や相談業務に関する研修

(2) 内部研修の計画的な実施

ア 主な研修

センター内研修（面接技法、社会資源、法律等）、法人内事業所との勉強会、本体施設の事例検討会への参加、市町とのソーシャルワークスキル研修等

イ 人事評価制度の活用

職務基準の理解を深め、業務の確認や見直しを行い各自の達成課題を持って取り組む

ウ 養育講座のトレーナー技術の向上
本体施設の新任職員へ向けて養育のスキルアップ講座を開講し、児童家庭支援センター職員として講座のトレーナー技術の向上を図る。

エ スーパーバイズ
本体施設で実施されるスーパービジョンへの参加、外部スーパーバイザーの活用。

(3) 子どもの人権・権利擁護への理解と実践

ア 子どもの人権に関する基本原則等について知識理解を深め、養育実践する。

イ 個人情報保護

個人情報の保護に努め、対象者との安心・安全な支援関係を構築する。

2 事業内容の充実

(1) 関係機関との連携・連絡調整

ア 要保護児童対策地域協議会実務者会議（姫路市、福崎町、市川町）

イ 要保護児童対策地域協議会代表者会議（姫路市、福崎町、市川町）

ウ 要保護児童対策地域協議会個別ケース会議（姫路市、福崎町、市川町、神河町）

エ 姫路こども家庭センターとの連携

オ 管内県市町児童福祉担当課長・担当会議

カ 姫路市こども家庭総合支援室との連携

キ 西保健センターとの連携

ク 地域の学校・関係機関・SSW・主任児童委員・自治会との連携

ケ 全国、近畿、県児童家庭支援センター協議会

コ 社会福祉士及び公認心理師実習の受け入れ

(2) 相談支援の充実

ア 兵庫県からの指導委託

こども家庭支援センターから委託を受け継続的な指導措置が必要とされる子ども及び家庭への指導を行う。

イ 養育支援訪問事業（姫路市）

家庭訪問により家庭状況の把握、養育の助言を行う。

ウ 支援対象児童等見守り強化事業（姫路市）

要支援家庭に対して家庭訪問により食糧・日用品の支援とともに家庭状況の把握、必要な支援の紹介を行う。

エ その他、相談支援

電話、来所、訪問等の方法で地域からの相談を受理する。

(3) 啓発・予防的支援

ア 子育て広場

親と子が集い、子育てについて気軽に話し合える場の提供と、必要な子育て情報の発信を行う。また、子育て情報収集と絵本や子育て本の購入、絵本講座を計画的

に実施する。

(ア) 子育てライブラリーすみれ

(イ) 地域開放日

イ 学童向けプログラム

夏季休業中に宿題補助等を実施し、学童期の児童がいる家庭への支援を行う。

ウ 法人内外親子教室への職員派遣及び出張相談

(ア) 山びここども園すくすく教室及びとことこ教室への参加

(イ) 児童センター親子広場・個別相談会への参加（広畑、安室児童センター）

(ウ) 姫路市社会福祉協議会主催親子教室（わくわくランド）への参加

(エ) 地域親子教室（ふた葉教室）への参加

エ 校区内交流行事への協力

(ア) 地域子育て支援事業への協力

(イ) 校区内こども食堂への協力

オ ペアレントトレーニングの実施

子育て不安解消や児童虐待防止など予防的な観点に立ち、ペアレントトレーニングを実施する。

(ア) 地域の子育て家庭向けに講座を実施する。

(イ) 姫路市子育て学習センターにおいて短時間のペアレントトレーニングを実施する。

(ウ) 本体児童養護施設等児童福祉施設職員を対象に講座を実施する。

カ 虐待予防・啓発のための情報発信

機関誌発行（1回/3か月）やホームページ更新により、虐待予防・啓発のための情報発信を行う。また事業計画及び報告の他、利用者からの意見を開示し開かれた事業所となるよう心掛ける。

(ア) 機関誌すみれ通信（1回/3か月）を発行する。

(イ) ホームページ（行事予定；1回/1か月、行事報告；1/3か月）を更新する。

キ 発達支援

発達の気になる子どもの行動観察や関与観察、発達検査の実施などを通して、保護者への助言や関係者とのコンサルテーションを行う。

(ア) 法人内外保育園等保育カウンセラー

法人内、山びここども園・あおぞら保育園をはじめ、法人外保育園等からも依頼を受け、行動観察及び担任保育士に対するコンサルテーション、ケース検討会議を開催する。

(イ) 児童発達支援事業所との連携

法人内児童発達支援事業所を訪問し、職員へのコンサルテーションを実施する。

ク 子育て短期利用事業

対象児童・家庭の状況把握と在宅時の支援について、関係機関と連携しながら行う。

(4) 里親支援

ア 関係機関との連携

- (ア) 里親支援専門相談員、里親会、こども家庭センター等と協働し、里親サロン及び研修会、里親出前講座等を実施。
- (イ) こども家庭センター、市町等と協働し啓発チラシのポスティング、市町図書館でのブース設定・相談会等の里親普及啓発活動を行う。
- (ウ) 里親家庭に関する情報交換会、里親支援実務者会議、及び圏内会議への参加。
- (エ) 兵庫県児童家庭支援センター連絡協議会及び兵庫県児童養護連絡協議会里親支援部会との意見交換の実施。

イ 里親里子への支援

- (ア) 播磨地区里親会登録里親に対する養育講座の実施。
- (イ) 未委託里親及び養育里親宅への家庭訪問等の実施。

□児童家庭支援センターすずらん

1 職員の専門性・資質の向上

(1) 外部研修の計画的な実施

ア 主な研修

全国、近畿地区児童家庭支援センター協議会、子どもの虹情報研修センター等、その他里親支援や相談業務に関する研修

(2) 内部研修の計画的な実施

ア 伝達研修及び本体施設の研修に参加

イ 人事評価制度の活用

職務基準の理解を深め、業務の確認や見直しを行い各自の達成課題を持って取り組む。

(3) スーパービジョンの導入

ア 外部のスーパーバイザーに依頼

イ 兵庫県児童家庭支援センター協議会、兵庫県児童養護連絡協議会里親支援部会の事例検討会に参加

(4) 子どもの人権・権利擁護への理解と実践

ア 子どもの人権に関しての基本原則等について知識理解を深め、養育実践する。

イ 個人情報保護

個人情報の保護に努め、対象者との安心・安全な支援関係を構築する。

2 事業内容の充実

(1) 関係機関との連携・連絡調整

ア 要保護児童対策地域協議会実務者会議

イ 要保護児童対策地域協議会代表者会議

ウ 要保護児童対策地域協議会個別ケース会議

エ 姫路こども家庭センターとの連携

オ 管内県市町児童福祉担当課長・担当者会議

- カ 地域の学校、園、関係機関とのケース会議
- キ 全国、近畿、県児童家庭支援センター協議会
- ク 西はりま特別支援学校運営協議会

(2) 相談支援の充実

- ア 県からの指導委託を受け、子ども及び家庭への指導を行う。
- イ 相談支援事業所にじと児童発達支援センターたんぼぼとの連携により、西播磨地域における養育等の相談を行う。
- ウ フードバンクとの連携により、要支援家庭への生活支援を行う。

(3) 啓発・予防的支援

- ア 子育て短期利用事業（ショートステイ事業）
受付業務を行うとともに、関係機関と連携し子育て家庭の支援を行う。
- イ 2歳児訪問事業（相生市）
相生市の2歳児に対し家庭訪問を実施し、子育て家庭の支援を行う。
- ウ 養育支援訪問事業（太子町）
家庭訪問により家庭状況の把握、養育の助言、家事援助等を行う。
- エ 発達相談、子育て相談等への職員派遣
 - (ア) 発達相談（たつの市）
必要に応じて発達検査を行い、適切な支援につなげる。
 - (イ) 子育て相談（たつの市）
保護者の育児不安軽減を図り、子育て家庭の支援を行う。
- オ 子育て広場への職員派遣
- カ 児童虐待防止オレンジリボンキャンペーンへの参加

(4) 里親支援

- ア 関係機関との連携
 - (ア) 里親支援専門相談員、里親会、こども家庭センター等と協働し、里親サロン及び研修会、里親出前講座等を実施。
 - (イ) こども家庭センター、市町等と協働し啓発チラシのポスティング、市町図書館でのブース設定・相談会等の里親普及啓発活動を行う。
 - (ウ) 里親家庭に関する情報交換会、里親支援実務者会議、及び圏内会議への参加。
 - (エ) 兵庫県児童家庭支援センター連絡協議会及び兵庫県児童養護連絡協議会里親支援部会との意見交換の実施。
- イ 里親里子への支援
 - (ア) 播磨地区里親会登録里親に対する養育講座の実施
 - (イ) 未委託里親及び養育里親宅への家庭訪問等の実施

□あすなるの家

1. 職員の専門性・資質の向上
 - (1) 外部研修の計画的な実施
基本的な研修から専門性の高い実践的な研修まで幅広く参加する。
 - (2) 内部研修の計画的な実施
 - ① 研修報告の実施
研修報告を行い、研修後の職員間の情報共有を行う。
 - ② 他事業所との交流
他事業所との関わりを持ち、情報交換等を行い、サービスの質の向上を図る。
2. 人材の確保・職員体制の充実
利用者の多様なニーズに応じた柔軟な支援を行うため、パート職員等の確保を行う。
3. 事業内容の充実
 - (1) 利用者支援の充実
 - ① 地域活動への参加
社会の一員としての自覚を持つことができるよう、全市一斉清掃や盆踊りなどの地域活動への参加の機会を提供する。
 - ② 生活支援内容の向上
 - (ア) 栄養士による栄養バランスを考えた給食型の食事を提供する
 - (イ) 建物内外の衛生管理体制の充実を図る。
 - ③ 支援方法の向上
 - (ア)月 1 回の支援内容の報告、検討会を実施し、専門性を高める。
 - (イ)年 2 回施設内研修会を開き、職員の資質向上等につなげる。
 - (2) 共同生活援助住居の新設計画
 - ① 共同生活援助住居の確保
県営住宅等公営住宅及び賃貸住宅の空き住居の活用等も視野に入れ、多くの障がい者からのニーズもある共同生活住居の新設に向けた計画を行う。
 - ② 短期利用
地域の中で生活を希望されている方等に対して、生活の場の提供を通じた体験型短期支援の計画を行う。
 - (3) 既存共同生活援助住居の修繕検討
経年劣化が進んでいるため、外壁等の再塗装等の修繕及び環境整備を計画する。
4. 単身生活等移行者へのアフターフォロー
訪問または相談対応により本人の状況を把握し、必要な情報の提供、助言並びに相談を行う。また、関係機関と支援体制を継続し、地域での安定した生活を継続・定着させる。
5. 外部サービス利用型共同生活援助事業サービス内容の変更
利用者の障害支援区分、特性に応じた支援内容及び支援量が増えているため介護サービス包括型共同生活援助事業へのサービス内容変更を計画していく。

6. 地域貢献

月に一度、事業所周辺のごみ拾いや落ち葉掃除等の清掃活動を行う。地域の一員として積極的に美化活動に参加する。

□緑の基地

1. 職員の専門性・資質の向上

(1) 施設外研修の計画的な実施

- ① 障がい者地域生活支援従事者研修を受講
- ② 姫路作業所連絡会の研修会への参加
- ③ 全国障がい者就労支援ローカルネットワークの全国大会へ参加

(2) 内部研修の計画的な実施

- ① 障がい児(者)サービス事業所との法人内合同研修への参加
- ② モニタリング・ケース検討についての勉強会
- ③ 障がい特性や行動障害についての研修
- ④ 感染症予防対策についての研修
- ④ 人権擁護についての研修

2. 多様化してきている利用者支援の充実

- (1) 姫路作業所連絡会で開催されるひめされんまつりや年末交流会へ参加、他事業所との交流を積極的に行い、他の利用者と接する機会を設けて社交性の幅を広げる。
- (2) スポーツやダンスなど身体を動かす時間を定期的に設けて、健康増進を促進する。
- (3) 就労意欲の増進を図り、将来の生活につながる支援を月1回定例行事として行う。

3. 事業内容の充実

農福連携、企業からの委託作業、加工品の製造販売を新たに始め、収入の増加を図り、利用者への支払い作業工賃のアップを図る。

(1) 販売計画の見直し

- ① 販売数を増やし販売経路を拡大する。 ② 市内保育園、福祉施設への注文販売をする。
- ③ イベント、バザー等での移動販売をする。 ④ 単価の高い花苗の育成、販売をする。

(2) 請負・委託事業の実施

- ① 内職作業(割り箸の梱包)と農作業の請負 ② 関西福祉大学敷地内の清掃作業
- ③ 飛鳥土地のアパート清掃作業

(3) 施設外就労支援

利用者と共に職業体験行い、就労意欲を高める。

4. 人権擁護の徹底

人権擁護に関する年3回の各種自己チェックや事例検討などを行い、虐待等防止機能の徹底を図る。

5. 障がい者雇用で入職者した方への支援

- (1)関係支援機関や家族等と連携をとり、安定した就労支援を行う。
- (2)事業所や他施設も職員も入職者の障がい理解を深めて、働きやすい環境作りを行う。
- (3)定期的に就労状況の振り返りや相談ができる時間を作る。

6. 地域貢献

- (1)地域の在宅高齢者や畑作業に興味のある方などと畑で共同農作業を通じて、身体を動かす機会の提供を行う。
- (2)共同で作る農作物は、有機農産物として身体によい物を栽培して、単なる料理教育ではなく、食に対する心構えや伝統的な食文化と一緒に学べる場を提供して、地域の方への情報発信を公民館等で行う。

□学童教室ルピナス

1 職員の専門性・資質の向上

(1) 指導体制の強化

職員間で情報を共有し、指導体制の強化を図る。

2 事業内容の充実

(1) 利用児支援の充実

ア 学習支援

宿題等の確認、長期休みの学習指導

個々の学力に応じた学習に自主的に取り組めるよう支援する。

イ 基本的生活習慣の確立

生活目標を学年別に設定し、日常ルールを守って生活できるよう指導する。

ウ 行事余暇活動の充実

いろいろな体験や経験を通して達成感を味わう。

<年間行事予定>

- ・毎月のお誕生日会
- ・四季を感じる諸行事

3 感染症対策

- ・入室前の検温、体調確認を行う。
- ・手洗い、消毒をこまめに行う。
- ・マスクの着用を促す。
- ・常時、窓を開け喚起を行う。
- ・空気清浄機を設置する。
- ・毎日、アルコール清掃（遊具、机、ドアノブ等）を行う。

□広畑児童センター

1 職員の専門性・資質の向上

職員の資質向上のため研修を積極的に推進し、職員の技術的指導力の向上を図る。

- (1) 県や姫路市が行う研修への参加
- (2) 法人内の研修への参加

2 事業内容の充実

児童センター運営に関する業務に基づき、利用者や地域のニーズをふまえ効果的なものはより一層の内容の充実を図り、「児童とあらゆる世代が交流できる場所」を目指した事業を展開する。

(1) 事業内容

ア 遊びの提供及び指導

健全な遊びを通して、児童の集団及び個別の指導を実施するとともに、児童の自主的な活動に対する支援を行う。

イ 地域連携活動

地域の子育て活動の中心的な役割を果たし、児童の健全な育成に寄与する。

また、利用者及び地域関係者（自治会等の地域団体、地域組織活動クラブ、学校、主任児童委員、ボランティア等）との協力関係を維持し、地域活動の育成助長を図る。

ウ 子育て家庭の支援

子育て親子の交流の場を提供するとともに、子育てに対して不安や悩みを抱える保護者からの相談、特に1歳未満の赤ちゃんに対し助産師さんを招聘し支援を行う。また、子育て関連情報の提供や子育て支援に関する講習等を実施する。

エ 体力増進指導

運動に親しむ習慣を形成するとともに、体力増進指導を通して社会性を伸ばし、心と身体の健康づくりを図る。

オ 市内児童センター合同行事の開催

市内児童センター合同行事や市が実施する事業との協力連携のもと、合同行事を開催し、市内全域へのアプローチを図る。

(2) プログラムの創意工夫

イベント、プログラムを精査し、利用者や地域のニーズを踏まえ、効果的なものはより一層の内容の充実を図る。

(3) あいむ事業の有効活用

子育て支援に関する親子セミナー、臨床心理士による子育て相談を行う。

3 地域連携

児童センターが「地域の子育て支援拠点として機能する」ことを目指し、子育て支援の中心的役割を果たせるよう努める。また、利用者及び地域関係機関との間で築かれてきた協力関係を強化し相互関係を築いていく。

(1) 教育機関との連携

保育所、幼稚園、小・中学校、高等学校並びに関係機関との連携、交流を積極的に行い、情報を共有し地域のニーズに応える。

(2) 地域との連携

広畑地域組織活動クラブや地域の団体との交流を深め、子どもたちの活動拠点と

なる場の提供と地域の子育て支援を行う。

4 安定した経営の推進

姫路市指定管理者制度導入基本方針、児童センター指定管理業務仕様書、児童館ガイドライン並びに、法人の定款・規程・規則に従い、運営の方向性を決定する。また、施設利用者の安全を確保するため、危機管理を徹底するとともに、利用者の要望・苦情には誠意を持って対応する。

(1) 施設の安全性への配慮

- ア コロナ感染予防対策を徹底し、利用者及び職員の安全確保に努める。
- イ 児童が使用する器具備品の定期的な安全確認と、危険箇所がないか日々の点検を徹底する。
- ウ 毎月、防災訓練を実施し、安全・安心及び危機意識の醸成を図る。
- エ 職員会において防犯に係る知識・非常時の対応について理解を深める。
- オ 児童自身が犯罪や事故から自分を守ることができるよう安全教育を行う。
- カ 緊急時対応として、最寄りの警察署・交番への依頼を日頃から心がける。
- キ 来訪予定者については必ず職員に伝達し、その氏名・目的を明確にする。

(2) 利用者の要望・意見・苦情等の把握、及び、その対応策

- ア 利用者の要望・意見を把握できるよう、利用者への声掛けを積極的に行う。
- イ 利用者からの提言・苦情には、迅速かつ公平に誠意ある対応をする。
- ウ 定期的なアンケート調査を実施することにより、利用者の要望等を把握し、サービスの向上に努める。

(3) 個人情報の保護

姫路市個人情報保護条例、及び、法人の個人情報保護規定に基づき、個人情報を適切に扱う。

□サウンド教室

1 職員の専門性・資質の向上

(1) 指導體制の強化

毎月一回の会議において、日々の取り組みの評価反省を行い指導に生かす。
引継ノートを中心に職員間で情報を共有し、指導體制の強化を図る。

2 事業内容の充実

(1) 利用児支援の充実

ア 学習支援

宿題等の確認、長期休みの学習指導（ドリル教材など）
個々の学力に応じた学習に自主的に取り組む。

イ 基本的生活習慣の確立

生活目標を学年別に設定し、日常ルールを守って生活できるよう指導する。

○1年生・・・自分の持ち物の管理ができる。体調不良を伝えることができる。

○2年生・・・自分の意見もしっかり伝えられる。トラブルも話し合いで解決しようと努力できる。

○3年生・・・自分のことができ、リーダーとして行動し下級生の面倒を見ることができる。

○高学年・・・上級生として、学童全体を見ることがきる。

ウ 行事余暇活動の充実

平日の百人一首・そろばんの取り組みや長期休みの行事等での、いろいろな体験経験を通して達成感を味わう。

(2) 保護者会との連携

ア 保護者支援

早朝保育（7:00～8:00）、延長保育（18:00～19:00）の充実

イ 保護者会の活動

楽しみ会の企画運営

奉仕作業などを活発に行う。